

中 学 校

学年	教科	学力偏差値	学年	教科	学力偏差値
2年	国語	47.8	3年	国語	47.6
2年	社会	48.3	3年	社会	48.4
2年	数学	46.7	3年	数学	46.5
2年	理科	48.4	3年	理科	48.3
2年	英語	46.0	3年	英語	47.0

③ 昭和36年度よりの推移（学力偏差値）
小 学 校

	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
5年	国語	—	47.5	—	48.5
	算数	—	47.2	—	48.8
	社会	—	—	48.5	49.9
	理科	—	—	47.7	49.8
平均	—	47.4	48.1	48.7	49.9
6年	国語	46.6	47.0	—	48.3
	算数	46.4	48.1	—	49.4
	社会	—	—	48.4	49.2
	理科	—	—	48.3	49.9
平均	46.5	47.6	48.3	48.4	49.6

中 学 校

	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
2年	国語	46.5	46.7	47.3	47.7
	社会	46.5	47.6	47.9	48.1
	数学	46.4	46.6	47.1	47.1
	理科	47.2	47.9	47.9	48.9
	英語	46.1	47.0	46.5	47.1
平均	46.5	47.2	47.3	47.8	47.4

	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
3年	国語	46.3	46.7	47.8	47.8
	社会	47.1	47.8	48.1	48.1
	数学	46.2	46.8	47.0	47.6
	理科	46.8	47.1	47.8	48.3
	英語	46.0	47.0	46.6	47.2
平均	46.5	47.1	47.5	47.8	47.6

ア、小学校は、平均で眺めると、36年度以降上昇を続け、本年度は特に前年度に比し、大幅な伸びを示している。

福島県社会教育委員名簿

氏 名	年令	住 所	現 在 の 地 位	摘 要
佐久間 武 善	57	伊達郡桑折町桑島3の1	伊達郡桑折町立桑折醸芳小学校長	小学校長代表
酒井 正 作	59	福島市島谷野杉の内5の10	福島第一中学校長	中学校長代表
田中 平 作	57	会津若松市南町 公舎	会津高等学校長	高等学校長代表
佐藤 善次郎	63	伊達郡国見町大字小坂字小坂	県公連会長	公民館代表
菅野 八千代	50	福島市鴉頭森2の2	県婦連会長	社会教育関係団体代表
紺 頼 章	29	福島市南矢ノ目字夜梨15	福島愛育園長	〃
岡部 喜道太	30	郡山市片平字平50	県青年団連絡協議会長	〃
瀬戸 孝 一	45	福島市瀬上町本町34	県小中学校PTA連絡協議会長	〃
宮崎 義 宣	47	福島市田沢つづじが森16	福島愛育園長	ボーイスカウト
大竹 謙 藏	59	石川郡石川町字南町87	厚生文教常任委員会委員長	議会学識経験者
桑原 啓 啓	62	耶麻郡磐梯町磐梯2568	磐梯町長	町村自治体
三本杉 国 雄	54	福島市天神町12～31	福島市教育長	福島市教育長
平井 博	54	福島市森合北向21	福島大学学芸学部長	大 学
寺内 久 平	52	福島市森合字台25	N H K福島放送局長	文 化
今泉 正 顕	39	郡山市清水台84	郡山商工会議所事務局長	〃
足立 俊 雄	59	白河市向新蔵136	僧 侶	一 般
兼子 千恵子	51	郡山市方八丁123	日本婦人有権者同盟役員	〃
計 17 名				

イ、中学校は、平均で眺めると、やや停滞の状態であるが、これは他県に比し、本県の伸びが少なかつたものと考えられる。

特に数学、英語の伸びが足りないことが目立つ。

④ 全国標本校の上位群（約11%）に占める本県校
小 学 校

	学校数	標本総数に対する割合	備 考
5年	社会 理科 17校 19	12.9% 14.4	(平均点 60以上) (平均点52以上)
6年	社会 理科 18校 17	13.6% 12.9	(平均点64以上) (平均点52以上)

中 学 校

	学校数	標本総数に対する割合	備 考
2年	国語	4校	5.8% (平均点58.7以上)
	社会	6	8.7 (平均点37.5以上)
	数学	3	4.3 (平均点55.6以上)
	理科	6	8.7 (平均点38.5以上)
	英語	1	1.4 (平均点60.0以上)
3年	国語	4校	5.8% (平均点60.0以上)
	社会	3	4.3 (平均点40.9以上)
	数学	1	1.4 (平均点59.3以上)
	理科	4	5.8 (平均点38.5以上)
	英語	3	4.3 (平均点52.0以上)

なお内容の細部については報告書を参照されたい。

第7節 付 属 機 関

1. 福島県社会教育委員

根拠法規 社会教育法第15条～第18条

福島県社会教育委員の定数および任期に関する条例（昭24条例第56号）

目 的 社会教育委員は、社会教育に関し、教育長を経て、教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案し、定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じてこれに対して意見を述べ、必要な調査研究を行なうこと。